

1 募集する学科、学年及び入学定員

部	課程	学科	学年	入学定員
高等部	全日制	普通科	第1学年	おって、県教育委員会において決定する。

2 出願者の資格

出願者は、次の(1)及び(2)に該当する者であること。

(1) 知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者

(2) 次のいずれか一に該当する者

- ア 中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者（以下、中学校、義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を総称して「中学校」という）
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

3 出願

(1) 入学願書等の提出

ア 出願者は、本校の入学願書（様式1）に必要事項を記入し、出願前6か月以内に撮影した上半身の写真（縦4cm・横3cm）を所定の欄に貼付し、在学(出身)学校の校長に提出する。なお、他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者にあつては、7に定める承認書を入学願書に添付するものとする。また、岐阜県内にあつて本校区域外の市町村に居住する者は、8に定める承認書を入学願書に添付するものとする。

イ 在学(出身)学校の校長は、調査書を作成し、入学願書とともに出願の期間内に本校校長に提出しなければならない。

調査書は、教育課程の実施状況により、調査書A（別記第3号様式）又は調査書B（別記第4号様式）を選択して使用するものとする。ただし、平成23年度以前に中学校又は特別支援学校の中学部を卒業した者については、調査書にかえ、卒業を証明するに足る書類とすることができる。

ウ 入学者選考上必要な場合は、その他の書類の提出を求めることがある。

(2) 出願の期間

平成30年2月6日(火)から2月8日(木)まで。受付は、毎日午前9時から午後4時までとする。

(3) 出願先

岐阜県立可茂特別支援学校 （〒505-0016 岐阜県美濃加茂市牧野 2007-1）

(4) 出願先学校の変更

ア 出願先学校を変更しようとする者は、1回に限り変更することができる。

イ 変更期間は、平成30年2月9日(金)の1日とし、受付は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 出願先学校の変更手続きは、次のとおりとする。

(ア) 出願先学校を変更しようとする者は、在学(出身)学校の校長に申し出ること。

(イ) 在学(出身)学校の校長は、出願取下願(別記第5号様式)を出願先学校に提出し、出願先学校の変更を申し出た者の提出済みの入学願書、調査書等の書類の返付を出願先学校の校長に求めること。

(ウ) 在学(出身)学校の校長は、変更前の出願先学校の校長から返付された入学願書、調査書等の書類を、変更後の出願先学校の入学願書、調査書等の書類に添付して、変更後の出願先学校の校長に提出すること。

#### 4 検査等の実施

##### (1) 検査区分及び各検査の出題範囲

検査区分	対象者	検査内容	出題範囲
検査Ⅰ	病弱者 肢体不自由者	国語、数学、面接	中学校3年生までの学習内容
検査Ⅱ	知的障がい者	国語、数学 運動能力検査、面接	中学校1年生までの学習内容
検査Ⅲ	重度重複障がい	生活能力検査	日常生活にかかわる指示理解、 身体の動き 等

(2) 期日 平成30年2月15日(木)

(3) 場所 岐阜県立可茂特別支援学校

(4) 日程

検査Ⅰ	検査Ⅱ	検査Ⅲ
8:40～9:00 受付	8:40～9:00 受付/更衣	8:40～9:00 受付
9:00～9:20 日程説明	9:00～9:20 日程説明	9:00～9:20 日程説明
9:20～9:30 移動	9:20～9:30 移動	9:20～9:30 移動
9:30～10:00 国語	9:30～9:50 国語	9:30～10:15 生活能力検査
10:00～10:10 休憩	9:50～10:00 休憩	※生活能力検査終了後、解散
10:10～10:40 数学	10:00～10:20 数学	
10:40～10:50 移動・休憩	10:20～10:35 休憩・移動	
10:50～ 面接	10:35～11:05 運動能力検査	
※面接終了後、随時解散	11:05～11:15 移動・休憩	
	11:15～ 面接	
	※面接終了後、随時解散	

(5) 検査当日の持ち物

・全受検者：受検票、上靴

〔検査Ⅰ・Ⅱ受検者〕筆記用具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム、直定規）

〔検査Ⅱ受検者〕体操服、体育館シューズ

※分度器つき定規、三角定規及び計算や辞書機能を有する時計等は使用を禁止する。

(6) 留意事項

受検者は、保護者同伴で来校すること。付添の保護者は控室で待機し、受検者の体調、トイレ等について本校職員と打ち合わせのうえ、必要な介助を行うこと。

#### 5 入学者の選考方法

本校入学者選考委員会において、提出された書類及び実施した検査等の結果に基づいて、総合的に入学者の選考を行う。

#### 6 合格者の発表

平成30年2月22日(木)午前9時に、本校生徒昇降口前において合格者の受検番号を掲示し発表するとともに、在学(出身)学校長に可否の結果を通知する(電話等による問い合わせには応じない)。合格発表の後、午前9時30分から入学予定者説明会を実施するので、合格者は、受検票を持参の上、保護者同伴で出席すること。

#### 7 県外からの出願

他の都道府県の区域に居住する者又は県外の学校に在学している者が本校高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「岐阜県立特別支援学校出願承認願」(別記第1号様式)を本校校長に提出し、その承認書(別記第2号様式)を入学願書に添えなければならない。

8 岐阜県内にあって本校区域外からの出願

岐阜県内にあって本校区域外の市町村に居住する者が本校高等部へ出願しようとするときは、あらかじめ「確約書」(様式2)を本校校長に提出し、その承認書(様式3)を入学願書に添えなければならない。希望があるときは、教育相談の際に申し出ること。

9 特別な事由による検査等

障がいの状態、学習意欲及び家庭事情等を考慮し、特別な事由があると認められた場合には、定員の範囲内において、平成30年3月28日(水)までに、上記の他に検査等を行うことができる。実施方法及び期日については、教育委員会と協議の上、本校校長が定める。

10 入学者選考に係る情報の提供

本校の入学者選考の資料である調査書及び学力検査の得点については、受検者本人から本人の調査書又は学力検査得点の情報の提供の請求があった場合には、次により、即日情報の提供を行うこととする。また、学力検査終了後、その問題を掲示して公開することとする。

(1) 調査書情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、本校とする。
- エ 請求ができる期間は、当該年度の入学者選考が終了した後の最初の4月1日から1年間とする。(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び本校の振替休業日を除く。)なお、請求者は事前に本校担当者に連絡をとり、情報提供を受ける日時について確認をすること。
- オ 情報提供は、閲覧又は写しの交付により行う。ただし、当該写しの交付に要する費用は本人が負担するものとする。

(2) 学力検査得点情報の提供

- ア 請求ができる者は受検者とし、保護者が立ち合うことができるものとする。
- イ 請求者の確認は、受検票の提示を受けて行う。
- ウ 請求場所は、本校とする。
- エ 請求ができる期間は、合否発表の翌日から1か月間とする。(ただし、土曜日、日曜日、祝日及び本校の振替休業日を除く。)なお、請求者は事前に本校担当者に連絡をとり、情報提供を受ける日時について確認をすること。
- オ 情報提供は、学力検査の教科別得点とし、結果一覧表等を用いて即時に閲覧させることにより行う。提供の方法は閲覧のみとし、写しの交付は行わない。

11 その他

- (1) 入学希望者は、事前に保護者とともに教育相談を受けること。
- (2) 検査当日、欠席、遅刻するときは、本校入学検査担当者に午前8時20分までに電話連絡をすること。
- (3) 入学検査に関する問い合わせは、在学等を通すこと。

担当者	岐阜県立可茂特別支援学校 高等部 部主事 野々村健、吉村智典 部教務 三好孝昇
連絡先	[ 電話 ] 0574-28-3150 [ F A X ] 0574-28-3151 [ E-mail ] c27376@gifu-net.ed.jp